



三原市本郷人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／
三原市本郷人権文化センター
所在地／
三原市本郷北3丁目16番10号
電話／0848-86-3333
FAX／0848-86-3407

人権講演会を開催します

演題：大久野島の毒ガス問題と私たちの住環境を考える

講師：毒ガス島歴史研究所 代表 山内 静代さん

とき：7月8日（月）13時30分から15時

ところ：本郷人権文化センター 大会議室（2階）

定員：40人（申し込み不要、先着順）

企画・運営：本郷しろやま女性クラブ

問い合わせ先：本郷人権文化センター

電話：0848-86-3333



映画「こどもかいぎ」上映（小さなお子さんと一緒に鑑賞できます。）

とき：6月8日（土）13時～14時40分（開場 12時30分）

料金：無料、定員300人（事前申し込み必要、先着順）

ところ：三原リージョンプラザ2階 文化ホール

主催：みはらウィメンズネットワーク

問い合わせ先：三原市人権推進課 電話：0848-67-6044

申し込みフォーム



登録型本人通知制度へ登録を！

申請書は本郷人権文化センターにもあり、受付もしています。

「登録型本人通知制度※」とは、

三原市に住民票や本籍のある人が事前に登録することにより、住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実を事前に登録者に郵送でお知らせする制度です。住民票等の不正請求や、不正取得の抑止及び個人の権利の侵害の防止を図ることを目的

としています。登録する方が増えると抑止力も高まります。ぜひ、登録をしてください。

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

くわしくは、市民課戸籍係 Tel 0848-67-6175へ



市HP

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られます。

気軽に相談してください。

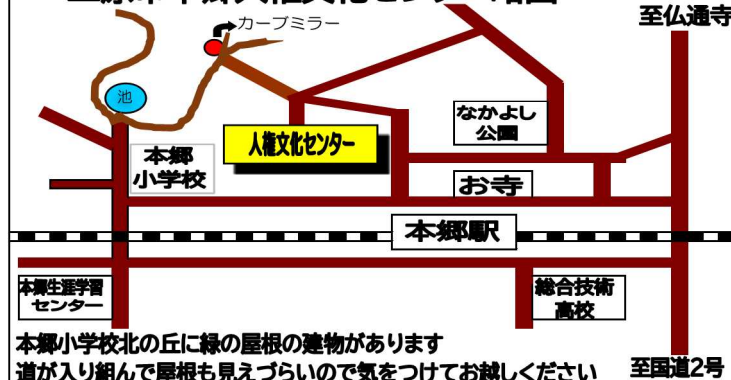
●とき 土・日・祝日は除く 10時～16時

●ところ 三原市本郷人権文化センター

●電話 0848-86-3333



三原市本郷人権文化センター略図



人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が2023年10月1日に施行されました。
今月は、この条例の紹介の最終回として、事業者の責務について解説します。【第4回】

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

事業者は、その活動の影響をうける市民やその事業所に所属する個人の権利を守るよう努めなければなりません。

この「事業者」には、会社や個人事業者はもちろん、NPO法人や市民活動団体、町内会、自治会などの営利を目的としない団体も含まれます。

事業者が条例の基本理念に則り、事業活動に関わる者すべての人の人権を尊重し、市の実施する人権施策に共に協力することが、人権意識の高揚に、より一層の充実が図られるものであることから、「事業者の責務」として規定したものです。

【事業者の取り組みの表彰】

三原市は、昨年度の「男女共同参画社会づくり表彰」で、市内の3事業者を表彰しました。

人権に配慮し、みんなが働きやすい環境づくりに努めることは、人権条例の基本理念の実現にも繋がっていくものです。

男女共同参画社会づくりにおいて表彰された事業者の取り組みをホームページで是非ごらんください。



人権条例
二次元コード



三原市ホームページ 二次元コード

男女共同参画社会づくり表彰受賞事業者の紹介

★きょうは何の日？ 6月 人権カレンダー



6月1日～30日 外国人労働者問題啓発月間

厚生労働省は、毎年6月1日から6月30日までの1か月間を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発活動を行っています。

現在は、外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて、ルールに則った雇用が進み、外国人材の受け入れ・共生のための取り組みが進められています。